

大和町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に必要な事項を協議するとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、大和町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 交通会議は次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議として必要な事項

2 道路運送法に規定する協議運賃については、第15条に規定する運賃協議部会で協議を行う。

(組織)

第3条 交通会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般貸切旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体が指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表者
- (7) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者
- (8) 宮城県企画部長が指名する者
- (9) 運送区域を管轄する警察署長が指名する者
- (10) 道路管理者
- (11) 町長が指名する者
- (12) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が交通会議の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

3 前項以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を各1名置き、大和町（以下「町」という。）職員の中からこれを充てる。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、交通会議の会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、大和町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応する。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

(監査)

第11条 交通会議に監査委員を2人置く。

2 交通会議の監査委員は、委員の中から会長が任命する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報償金)

第13条 交通会議等に出席した委員等に対しては、町予算の範囲内で報償金を支給することができる。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(運賃協議部会)

第15条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する協議会として協議部会(以下「運賃協議部会」という。)を置く。

2 運賃協議部会は、第3条第2項に規定する委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(2) 住民又は利用者の代表者

(3) 東北運輸局宮城運輸支局長が指名する者

(4) 宮城県企画部長が指名する者

(5) 町長が指名する者

3 運賃協議部会に部会長を置き、公共交通会議の会長をもって充てる。

4 部会長は会務を総括し、運賃協議部会を代表する。

5 部会長は、運賃協議部会の会議を招集し、その議長となる。

6 運賃協議部会は原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は運賃協議部会が公開しない旨を決議したときは、公開しないことが出来る。

7 第15条2項から前項までに定めるもののほか、運賃協議部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、交通会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。